

連日各様ナル状態ヲ持續セルニ鑑ミ
 更ニ職工ノ真意ヲ確メタルニ職工側
 ハ曩ニ屢々要請セル如ク全職工ノ
 解雇ヲ要望スル旨ヲ固執セシカハ然
 ラハ本日其準備ヲ整ヘ明日解雇手
 当(旧規定ニ依ルモノ)ヲ支給スヘシト告
 一 同ハ今日午後登時四十分退社シテ
 ルカ其後職工中軟派分子ハ差当
 リ解職後ノ就職コトニテ目當ナキ
 ニヨリ強テ解職ヲ望ム者ニ非ス盛
 口復職ヲ希望スル旨ヲ申出ツルニ
 ノ續出ニテ一各々及ヘク仍テ残念六
 十一名ニ對シテ今日午後四時頃在
 記ノ通知ヲ郵送シタリ

老記
 一 今般工場ノ都合ニ依リ明ニ十日限リ貴
 般ヲ解雇致候ニ付此般通知候也

廿二日
 解雇
 解雇

通テ解雇手当ハ明ニ十日正午ヨリ午
 後三時迄ノ間ニ印鑑持系ノ上受取ラ
 レ度候工場ヨリ借シ與ヘタル器物ハ
 右解雇手当受取前ニ事務所へ返
 納相成度候
 大正十一年二月二十一日

職工側ハ今日午後七時ヨリ爭議團本部
 二 解雇職工約八十名集合シ協議結
 果今一應交渉委員ヲシテ所主ニ在
 ノ要求ヲ為スニト協定セリ
 (一) 解雇手当ニ對シテハ
 既ニ支給セラレタル常備職工ニ對シテハ
 増額支給スルニト
 (註) 本項ニ付テハ臨時職工ニハ解雇手当ノ支給セザルニトシ
 主項ニ付テハ臨時職工ニハ各々之力支給ニ拘テ
 (三) 週般ノ臨時休業中八日給ノ半額ヲ支給